

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 当市（金木地区、市浦地区を除く）の現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

五所川原地区のハザードマップでは、中心商店街や住宅地において広く0.5～3メートル未満の浸水が予想されるが、旧十川周辺沿では一部3～5メートルの浸水が予想される。また岩木川下流の鶴ヶ岡地区においては3～5メートルの浸水が予想されるが、該当地区は田園地帯で商業地区から離れているため商業関係の被害は少ないと思われる。

(土砂災害：ハザードマップ)

五所川原地区のハザードマップでは、地区中心より東側に位置する山間部、「飯詰地区」「毘沙門地区」「戸沢地区」「前田野目地区」で集中豪雨などによって「がけ崩れ」「地すべり」などが発生した場合、危害がおよぶ恐れがあると指定される箇所が示されている。

(地震：J-SHIS、当市地震防災マップ)

地震ハザードステーションの防災地図では、津軽山地西縁断層帯が五所川原市（飯詰地区）から青森市（浪岡地区）に横断し、震度5強～6弱の地震発生が予想される。

五所川原市地震防災マップでは、「青森県地震・津波被害想定調査」で青森県に大きな被害を及ぼすと予想される地震である「太平洋側海溝型地震(M9.0)」、「日本海側海溝型地震(M7.9)」「内陸直下型地震(M6.7)」の中で、最も当市に影響が大きいとされる「内陸直下型地震(M6.7)」を想定し市内各地の揺れの大きさを予想している。

(その他)

五所川原市は、冬の積雪時期において地震が発生した場合、雪の重み等による家屋倒壊のほか、積雪期の避難所の確保、交通及び避難経路を確保するための障害などが想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。当市では新型コロナウイルス感染症の対策として「五所川原市新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画書」を令和3年4月に策定し実施を行った。また、同年11月には「追加接種に係る実施計画書」を策定実施し、当市でのワクチン接種率は令和4年1月時点で全接種対象者（12歳以上）48,719人中、1回目終了（率）44,607人（91.6%）、2回目終了（率）44,102人（90.5%）の接種率となっている。

(2) 商工業者の状況（平成28年）

五所川原商工会議所管轄区域事業者数及び主な業種別割合

- ・商工業者等数 2, 221企業
- ・小規模事業者数 1, 747企業

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	207	186	地区内に広く分布している
	製造業	103	93	地区内に広く分散している

卸売業	1 0 2	6 4	地区中心部に多い
小売業	5 3 6	3 7 0	地区内に広く分布している
宿泊・飲食 サービス業	4 1 2	3 1 2	地区内に広く分布している
その他業種	8 6 1	7 2 2	地区内に広く分布している
合 計	2, 2 2 1	1, 7 4 7	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・五所川原地域防災計画の策定

五所川原市では、災害対策法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、五所川原市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減し郷土の保全と住民福祉の確保を期する目的で、平成 18 年 10 月に五所川原市地域防災計画を策定した。

・五所川原市防災訓練の実施

災害発生時における緊急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関等の間における連絡協力体制を確立、被害を最小限に抑えるための防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として計画的、継続的な防災訓練を実施している。

・防災備品の備蓄

五所川原市が備蓄している資機材等については、五所川原市地域防災計画（資料 4-6～4-25）に記載。

・五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

五所川原市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 26 年 8 月に策定した。

この計画では、区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもので、市行動計画の対象とする感染症は以下のとおりとしている。

1. 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症

2. 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、市は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じてその見直しを行うとともに、政府行動計画の見直しがあった場合には、適時適切にその変更を行うものとする。

2) 五所川原商工会議所の取組

・五所川原商工会議所事業継続計画（BCP）策定（令和 3 年度）

五所川原商工会議所では、事務局の活動を早急に再開し、地域事業者の復興に尽力しなければならないことから、「復旧期間の短縮」、「ダメージの減少」を目的とし五所川原商工会議所 BCP

を令和4年1月18日に策定し、災害時の具体的な体制やマニュアル等を定めた。

II 課題

地域内事業者のうち大手企業や従業員の多い事業所については、それぞれ防災訓練などを実施しているが、小規模事業者については十分な対策を取っていないのが現状である。事業者が被害を受けてから早急に復興するには、事業者が個々に事業継続力強化計画を策定し実行する事は勿論であるが、各支援団体が災害状況に応じて臨機応変・柔軟な支援を行う事が早期事業再開を可能とするものとする。

当商工会議所では、発災後の取組として各地区の相談役である振興委員へのヒアリングや地区内の巡回を行い、被害状況を確認し県商工政策課に報告するに留まり、五所川原市との情報共有や協力体制が具体的に確立されていない他、対応マニュアルも整備されていない状況であるため、実態に即した対応が取れるよう体制を整える必要がある。

今後は、五所川原市や損保会社とも連携しながら施策周知の強化を図るとともに職員のノウハウやスキル向上を図りながら、多くの事業者に対して支援を行う。

III 目標

- 地区内の小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスク及び事前対策の必要性を周知する。
- 発災時及び非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当市と当所間で被害情報の共有体制を予め構築しておく。
- 災害や非常事態発生後は速やかな応急・復興支援を実施する。また、地域内において感染症が発生した場合には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織体制、関係機関との連携体制を予め構築しておく。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

五所川原商工会議所と五所川原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク及び支援策の周知

- 窓口、巡回指導時に、「五所川原市ハザードマップ」等を用いながら、事業所所在地の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策として、建物耐震性の強化や設備の固定対策等、ハード面での対策の重要性やソフト面では災害補償の備えとして損害保険・共済の加入、国や県の支援策の活用等について周知する。
- 会報や市広報、ホームページ、SNS、五所川原商工会議所の各部会・委員会や青年部、女性会等の会議時にも実効性のある取組の推進や訓練実施の重要性等について周知するとともに、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要等を紹介する。
- 新型インフルエンザ等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを事業者へ周知する。
- 新型インフルエンザ等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症等対策に繋がる支援を実施する。

- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 五所川原商工会議所の事業継続計画の策定

令和3年度作成

3) 関係団体との連携

- 事業継続計画策定の必要性を広く周知することが重要であることから、策定に関する情報を提供してもらうため、中小企業基盤整備機構及び全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社と連携する。
- 災害リスク軽減を目的とした各種保険制度の紹介や計画策定をテーマとしたセミナー開催に伴って講師派遣を依頼するため、中小企業基盤整備機構及び全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社と連携する。
- 事業継続計画策定に伴い、事業者の個別支援（対面あるいはオンライン）を目的として専門家派遣を依頼するため、中小企業基盤整備機構及び全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社と連携する。

4) フォローアップ

- 窓口、巡回指導を通じて、計画を策定した事業者に対して、策定から1年後にヒアリングを実施し、その事業者の状況に応じて、計画の変更や加入保険の見直しなどのフォローアップに努める。
- （仮称）五所川原市事業継続力強化支援協議会（構成員：五所川原市、金木商工会、市浦商工会、五所川原商工会議所）を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 訓練に先立ち、五所川原市と連携し訓練計画を作成する。
- 自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定した訓練を年1回実施する。
- 訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。
- 本市との連携や連絡の訓練を必要に応じて実施する。

< 2.発生後の対策 >

自然災害等発生時には、人命救助が第一である。下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 五所川原商工会議所では、災害発生後1時間以内に所属長が携帯電話やSNSを利用し、課員の安否及び大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）や業務従事の可否を確認し所内で共有する。
- 国内において新型インフルエンザ等の発症が確認された場合、発生地域への不要不急の移動を避けるとともに、日常的に個々の手洗いやうがい等を行い感染防止に努める。また、青森県内、五所川原市内、五所川原商工会議所管内において発症が確認された場合は状況に応じて対応する。
- 感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府より「緊急事態宣言」が発出された場合は、政府及び青森県の対応を参考にしながら五所川原市と連携し対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 五所川原商工会議所BCPに則り、応急対策の方針を決定するために必要な災害状況（エリ

ア内)を掌握するため、商店街や業種組合、市内の主な会員企業等に対し、電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。

- 収集した情報をもとに、必要に応じて事業継続計画に基づき行動する。
- 五所川原商工会議所と五所川原市は状況に応じて、被害情報等を共有する。
- 青森県地域防災計画に基づき、五所川原商工会議所では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- 五所川原市で取りまとめた「五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と会員への情報発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。
- 大まかな被害状況を確認し、2日以内に五所川原市と情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

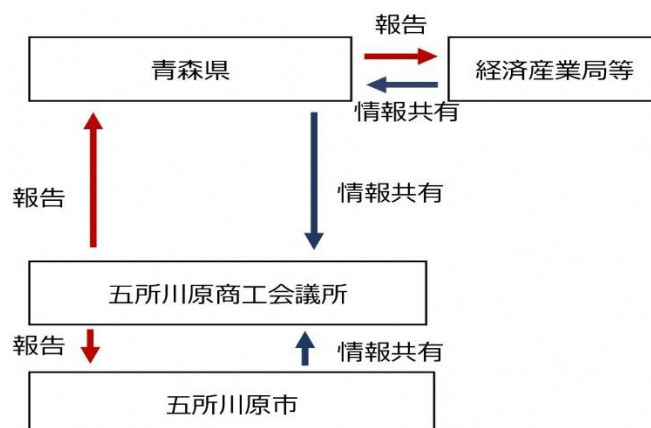
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊、全壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

- 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後 ～ 2日	災害発生直後、連絡つき次第
2日 ～ 1週間	1日数回 (時間問わず)
1週間 ～ 1ヶ月	1日1回 (時間限定)
1ヶ月以降	2日1回 (時間限定)

＜3.発災時における指揮命令系統・連絡体制＞

- 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報を青森県に迅速に報告する。
- 被災地域で活動する際は二次災害を防止するため、あらかじめBCPで定めた判断基準に従い軽微な場合のみ行う。
- 五所川原商工会議所と五所川原市は、被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法を定めておく。
- 感染症が流行している場合、国や県等からの情報や方針に基づき、五所川原商工会議所と五所川原市が共有した情報を青森県の指定する方法により五所川原市から青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法については、政府より日本商工会議所経由で依頼され設置する特別相談窓口の他、必要に応じて青森県と五所川原市に相談しながら設置を検討する。
- 設置場所については原則、五所川原商工会議所に設置するが、被害状況に応じて安全性が確認された場所（五所川原市役所等）に相談窓口を設置する。
- 感染症が発生した場合は、感染防止対策を講じて相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 地区内小規模事業者の被災後の取組状況を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ電話、SNS、文書ほか便法を用いて周知する。また、当市担当者を経由して行政連絡員等へ協力を要請する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

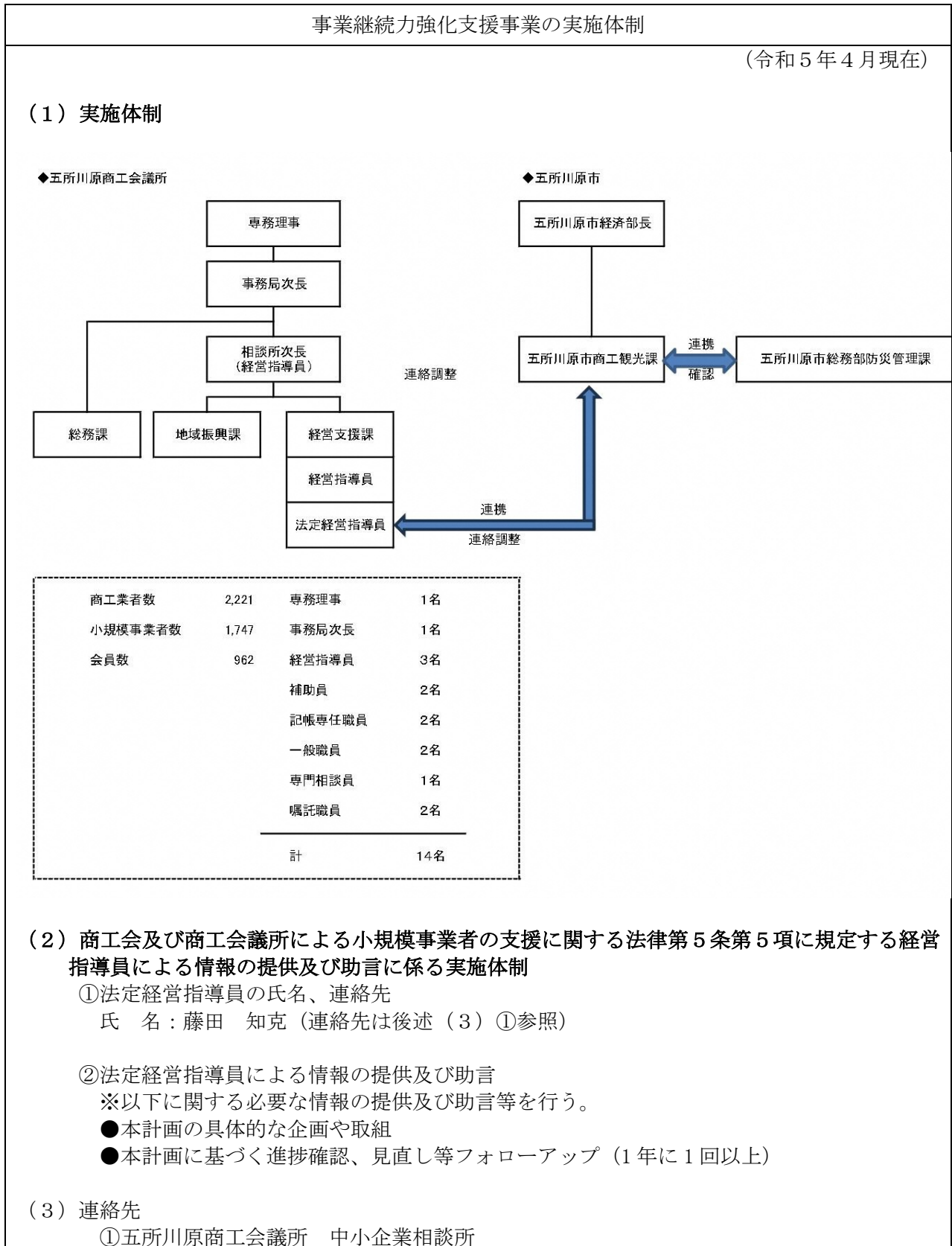
- 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- 被害規模が大きく、五所川原商工会議所の職員だけでは支援業務の対応が困難な場合には、青森県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所に応援派遣等の協力を求める。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒037-0052 青森県五所川原市東町 17-5 (五所川原商工会館 5 階)
 TEL : 0173-35-2121 / FAX : 0173-35-2124
 E-mail : cci-info@gocci.or.jp

②五所川原市経済部 商工観光課
 〒037-8686 青森県五所川原市布屋町 41 番地
 TEL : 0173-35-2111 / FAX : 0173-35-3617
 E-mail : syoukou@city.goshogawara.lg.jp

※ その他

●上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1. 専門家派遣費	250	250	250	250	250
2. 連絡会議運営費	100	100	100	100	100
3. セミナー開催費	200	200	200	200	200
4. チラシ作成・広報費	200	200	200	200	200
5. 防災、感染症対策費	750	750	750	750	750

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

青森県小規模事業経営支援事業費補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。